

## 告 示

### 埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十八年七月十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環  
境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年七月十五日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 小 高 巖

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 上尾久喜線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
白岡市下大崎字円明一〇四番一地先 から同市下大崎字円明八八番一九地 先まで		区 間
八・二二〇 二七・二八	五・〇〇〇 二一・八九	敷地の幅員 (メートル)
四五・七〇		延長 (メートル)
道路改良工事である。		備 考